

「復興特別所得税に関するお知らせ」正誤表

「復興特別所得税に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがございました。
深くお詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

正				誤			
	～ 平成24年12月31日	平成25年1月1日 ～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～ 平成49年12月31日		～ 平成24年12月31日	平成25年1月1日 ～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～ 平成49年12月31日
○預金・債券の利子、 公社債投資信託の 分配金・償還益 ○生命保険契約 （一時払）の解約 返戻金（※1）の差益 ○年金の一括受取金 （※2）等の差益 等	所得税 15% 住民税 5%	所得税 15.315% 住民税 5%		○預金・債券の利子、 公社債投資信託の 分配金・償還益 ○生命保険契約 （一時払）の解約 返戻金（※1）の差益 ○年金の一括受取金 （※2）等の差益 等	所得税 15% 住民税 5%	所得税 15.315% 住民税 5%	
○公募株式投資信託 の普通分配金・ 譲渡益等	所得税 7% 住民税 3%	所得税 7.147% 住民税 3%	所得税 15.315%（※4） 住民税 5%（※4）	○公募株式投資信託 の普通分配金・ 譲渡益等	所得税 7% 住民税 3%	所得税 7.147% 住民税 3%	所得税 15.315%（※4） 住民税 5%（※4）
○個人年金保険契約 等の年金（※3） 等	所得税 10%	所得税 10.21%		○個人年金保険契約 等の年金（※3） 等	所得税 7.147% 住民税 3%	所得税 7.147% 住民税 3%	
（※1） 契約日から5年以内の解約で源泉分離課税の対象となる場合 （※2） 運用（据置）期間が5年以下で源泉分離課税の対象となる場合 （※3） 雑所得の金額が年間25万円以上で 源泉徴収 の対象となる場合 （※4） 証券税制における軽減税率の適用が終了することによる税率の変更				（※1） 契約日から5年以内の解約で源泉分離課税の対象となる場合 （※2） 運用（据置）期間が5年以下で源泉分離課税の対象となる場合 （※3） 雑所得の金額が年間25万円以上で 源泉分離課税 の対象となる場合 （※4） 証券税制における軽減税率の適用が終了することによる税率の変更			



三菱東京UFJ銀行

MUFG